

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 菊池 武利  
岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関名 保健福祉部長寿社会課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年8月19日

(2) 本監査実施日 平成21年9月16日

3 監査結果の公表の日 平成21年11月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
認知症介護指導者養成研修事業補助金の交付に当たり、当該補助金交付要領に定める補助対象経費以外の経費を含めて交付決定しているものが2件、76,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	誤って支出した補助金については、平成21年10月1日に返還手続を行い、平成21年10月9日に全て返還が完了した。 今後は、課内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。